

第78回

定時株主総会招集ご通知



開催
日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時
(受付開始は、午前9時を予定しております。)

開催
場所

大阪府高槻市野見町6番8号
高槻城公園芸術文化劇場 南館
太陽ファルマテックホール

書面または電磁的方法(インターネット等)による
議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日)午後5時30分まで

【お土産の取り止めについて】

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

株主の皆様へ	1
第78回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
トピックス	10
事業報告	14
計算書類等	34
監査報告書	38

丸大食品株式会社

証券コード:2288

食を通じて人と社会に 貢献する企業を目指します。

代表取締役社長
佐藤 勇 二



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第78回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

丸大食品は、1958年6月10日に魚肉ハム・ソーセージの製造販売会社として設立し、半世紀以上が経ちました。これもひとえに、株主の皆様と関係各位の温かいご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

当社グループには、「日々の活動に精一杯の真心を込め、誠意を尽くすことにより、社会に貢献します」という経営理念があり、世代を超えて今に受け継がれています。

さらに、持続可能な社会の実現を目指すとともに、「食を通じて人と社会に貢献する企業」であり続けるために、美味しさと健康を追求し、安全で安心な食品を通して、お客様の幸せな食生活に貢献してまいります。

当社グループでは、2026年度を起点とする中期経営計画を策定しており、新たな顧客価値の創造、並びに事業領域の拡大とともに収益構造改革を実施し、多面的視野を身につけた人財の育成をはじめ、変化する社会環境に対応すべく、持続可能な成長と更なる企業価値の向上に向けて、より一層推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2026年6月

招集ご通知

証券コード2288
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株 主 各 位

大阪府高槻市緑町21番3号
丸大食品株式会社
代表取締役社長 佐藤 勇二

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.marudai.jp/corporate/ir/material/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（丸大食品）または証券コード（2288）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

【スマートフォンによる議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時
2	場 所	大阪府高槻市野見町6番8号 高槻城公園芸術文化劇場 南館 太陽ファルマテックホール
3	目的事項	報告事項 1. 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使につきましては、4頁から5頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

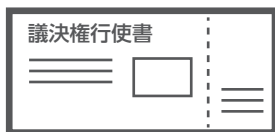
また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・計算書類等の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、当該事項は会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告、計算書類等の一部として監査を受けております。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



1. 株主総会へご出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2026年6月26日（金曜日）午前10時



2. 書面

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効



3. インターネット等

次頁の手順をご参照ください。

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分受付分まで有効

議決権電子行使プラットフォームについて

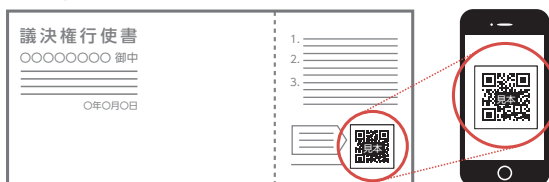
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

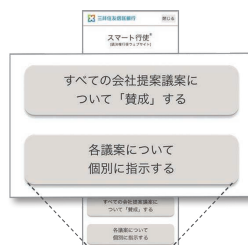
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

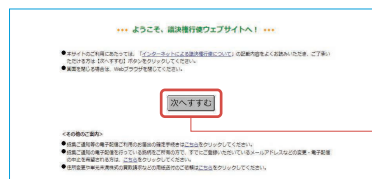
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

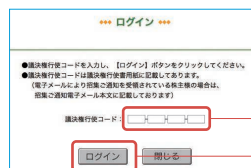
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

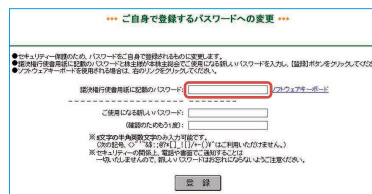
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

 0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の1つとして位置付けており、連結業績や財務状況等を総合的に勘案しつつ、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、連結業績を勘案し、前期実績から20円増配の1株当たり70円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき70円 総額 1,709,073,030円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月29日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議による剰余金の配当（中間配当）をすることが可能となるよう、定款変更案のとおり第31条（剰余金の配当の基準日）及び第32条（配当金の除斥期間）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第31条（剰余金の配当の基準日） 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 (新設)	第31条（剰余金の配当の基準日） (現行通り) <u>②当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>
第32条（配当金の除斥期間） 当社は、期末配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払の義務を免れる。 (新設)	第32条（配当金の除斥期間） 当社は、期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払の義務を免れる。 <u>②未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。</u>

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役田淵謙二氏の選任決議の有効期間は満了となりますので、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

たぶち けんじ
田淵 謙二 (1959年5月18日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数
0株

略歴

- 1990年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
塚口法律事務所入所
- 1995年4月 田淵法律事務所開設
- 2001年6月 田淵・西野法律事務所開設（現任）
- 2012年3月 大阪西運送株式会社社外取締役（現任）
- 2025年6月 株式会社ニッカトー社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

補欠社外監査役候補者とした理由

田淵謙二氏は、弁護士として法務に携わっているほか、他社の社外取締役及び監査等委員も務めており、その高い専門性と豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、補欠社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、取引関係及び特別の利害関係はありません。
- 田淵謙二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出いたします。なお、当社の「社外役員独立性基準」に関しては、9頁をご参照ください。
 - 当社は、田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
 - 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。本議案が承認され、田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

社外役員独立性基準

当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- (1) 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）
- (2) 下記、①から⑨に過去3年間において該当していた者
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
 - ② 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの主要な借入先（注4）又はその業務執行者
 - ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
 - ⑤ 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
 - ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている者
 - ⑧ 当社グループから、一定額を超える寄付金（注5）を受領している者又はその業務執行者
 - ⑨ 当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (3) 上記（1）、（2）に該当する者が重要な地位にある者（注6）である場合において、その者の配偶者又は2親等内の親族

注1：業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度末におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度末における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者をいう。

注4：当社グループの主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

注5：一定額を超える寄付金とは、法人その他の団体に対する寄付金が、年間1,000万円以上又はその法人その他の団体の売上高若しくは総収入の2%以上のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

注6：重要な地位にある者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長級以上の重要な業務を執行する者をいう。

サステナビリティの取り組み

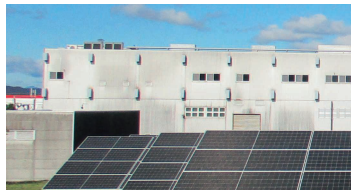
当社グループは気候変動のリスク・機会を認識し、中期経営計画の重要課題と捉えて、気候変動に対応しております。2030年度に温室効果ガス排出量 (Scope1・2) 目標77,760t-CO₂ (2022年度比32%削減) を目指して、太陽光発電設備の新規導入、CO₂フリー電力への切り替え、工場での生産活動においてはボイラーや冷凍機を高効率・省エネ機器への更新、照明機器のLED化等、様々な取り組みを通じて温室効果ガス排出量削減に取り組んでおります。

■ 当社の取り組み事例

● 新たに当社グループ5製造拠点で太陽光発電設備を導入 (2024年度～2025年度)



丸大食品(株)関東工場



丸大食品(株)静岡工場



丸大食品(株)唐津工場



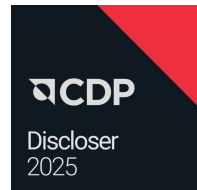
安曇野食品工房(株)山梨工場



ミートサプライ(株)仙台工場

● CDP「気候変動レポート2025」で「B」スコア評価を獲得

国際的な環境評価機関CDP (Carbon Disclosure Project) が公表したCDP「気候変動レポート2025」において「B」スコアと評価されました。当社が認定された「B」スコアはマネジメントレベルとされ、「自社の環境リスクや影響について把握し、行動している」に該当します。



「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定

経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定されました。

当社では経営方針・未来像として、『美味しさと健康を追求し、安全、安心な食品を通してお客様の幸せな食生活に貢献します。』と提示しています。

健康を追求するにあたっては、従業員自身が健康で活気に溢れていることが必要不可欠であると考え、目指す未来像に向け、健康経営に積極的に取り組み、従業員の健康の保持・増進に繋がる職場環境づくりや健康意識の向上施策、疾病予防施策等を推進してまいりました。

今後も従業員の心身の健康を維持、促進することにより企業価値を高められるよう邁進してまいります。



■当社の取り組み一例

●ワークライフバランスの推進

- ・長時間労働の抑制

●快適な職場環境の形

- ・事業所における受動喫煙防止策

●健康管理レベルの向上

- ・健康診断、ストレスチェックの実施及び不調者のフォロー
- ・治療と仕事の両立支援

■健康経営優良法人認定制度とは

健康経営優良法人認定制度とは、特に優れた健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから評価を受けることができる環境を整備することを目的に、2016年度に経済産業省が創設した制度です。

健康経営推進検討会（日本健康会議健康経営・健康宣言15万社WG合同開催）において定められた評価基準に基づき、日本健康会議が「健康経営優良法人」を認定します。

ハタラクエール2026（福利厚生表彰・認証制度）において「福利厚生推進法人」に4年連続で認証

福利厚生表彰・認証制度実行委員会（事務局：株式会社労務研究所）が実施する「ハタラクエール2026」において、「福利厚生推進法人」に4年連続で認証されました。

今回の認証に関しては、当社が福利厚生の実施目的を人材の採用や定着に限らず、多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方の構築、従業員の労働生産性の向上、従業員のモチベーションの引き上げ等まで広く認識しており、福利厚生の役割を高く位置付けている点を評価いただきました。

今後も、従業員満足度の向上、人材の獲得及び定着へ繋げられるよう取り組んでまいります。



■当社の福利厚生制度（一例）

- ・育児との両立：子の看護等休暇（小学校6年生まで）、短時間勤務制度（小学校6年生まで）
- ・治療との両立：私傷病の治療のための休暇制度（退職規程とは別に、最大3ヵ月間）、リハビリ勤務制度
- ・ワークライフバランス支援：通信教育 100%補助、独身者（35歳以下）への帰省旅費補助（年2回実費）
- ・資産形成支援：自社株投資会、積立貯蓄、積立投信（積立NISA）

■ハタラクエール（福利厚生表彰・認証制度）とは

ハタラクエール（福利厚生表彰・認証制度）は、福利厚生の一層の普及・発展を目的に、優れた福利厚生を実施する法人、及びこれから福利厚生の充実を図ろうとする意欲ある法人を表彰・認証する制度です。これまでに延べ554法人が表彰・認証されています。2025年12月には、厚生労働省より後援されており、更なる社会的認知の高まりが期待されています。

公式サイト：<https://fukurikosei-hyosyo.com/>

株主優待制度のご案内

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝いたしまして、株主様へ株主優待品をご贈呈しております。

また、当社株式への投資の魅力を高めることで、より多くの株主の皆様にご当社株式を中長期的に継続して保有していただくことを目的として、2026年度より新たな株主優待制度を導入することといたしました。

2026年9月30日を基準日とする株主優待(2026年11月中旬発送予定)より、変更後の制度を適用いたします。



2025年度送付優待品
(3,000円相当の自社商品)

1. 対象株主

毎年9月末現在、2単元(200株)以上保有されている株主様。

毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様のうち、2単元(200株)以上を継続保有年数3年以上の株主様(長期保有株主様)。

※継続保有年数3年以上の株主様とは、毎年9月30日、3月31日の当社株主名簿に、基準日から遡って同一の株主番号で7回以上連続して記載または記録されている株主様を対象といたします。

2. 贈呈内容

継続保有年数 保有株式数	優待内容	
	3年未満	3年以上
200株以上 400株未満	3,000円相当の自社商品	3,000円相当の自社商品 + 1,500円相当の自社商品詰合せ
400株以上	3,000円相当の自社商品 + 1,500円相当の自社商品詰合せ	3,000円相当の自社商品 + 3,000円相当の自社商品詰合せ

※当社株主名簿において、毎年9月30日を基準日として、同一の株主番号で記載または記録されている保有株式数に応じて継続保有する株主様を対象といたします。

※自社商品詰合せは、限定生産の黒毛和牛入りカレー、アンガスビーフ入りカレーです。なお、詰合せ内容は変更することがございます。

3. 贈呈時期

11月中旬の送付を予定しております。

※また、贈呈時期は前後する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

新規優待品のご紹介



1,500円相当の
自社商品詰合せ



3,000円相当の
自社商品詰合せ

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復基調で推移しました。一方、中東情勢の緊迫化や金融資本市場の変動の影響、米国の通商政策をめぐる動向など景気を下押しするリスクも懸念されることから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、原材料価格の高騰、人件費および物流費などのコスト増加を背景に、生活必需品を中心とした物価上昇に伴う消費者の節約志向が一層高まっており、消費行動の変容による市場構造の変化がみられるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、お客様に、より安全でより安心して召し上がっていただける食品を提供する総合食品メーカーとして、真に社会的存在価値が認められる企業を目指し、企業活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比1.5%増の2,383億96百万円、営業利益は同37.2%増の75億4百万円、経常利益は同31.0%増の79億32百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を計上したことから、同78.3%増の97億86百万円となりました。

セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、生産体制の変更などに伴い「加工食品事業」セグメントのうち「調理加工食品部門」の一部を「ハム・ソーセージ部門」へ集計するよう変更しております。

【セグメント別業績】

	売上高 (注)			セグメント利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
加工食品事業	157,660 百万円	160,500 百万円	1.8 %	4,943 百万円	6,788 百万円	37.3 %
食肉事業	77,183 百万円	77,763 百万円	0.8 %	495 百万円	689 百万円	39.2 %
その他	126 百万円	132 百万円	4.6 %	30 百万円	26 百万円	△14.2 %
合計	234,970 百万円	238,396 百万円	1.5 %	5,469 百万円	7,504 百万円	37.2 %

(注) 売上高には、セグメント間の内部売上高は含まれておりません。

【加工食品事業 売上高内訳】

	売上高		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
ハム・ソーセージ	73,126 百万円	74,499 百万円	1.9 %
調理加工食品	84,534 百万円	86,000 百万円	1.7 %

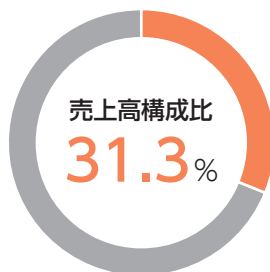
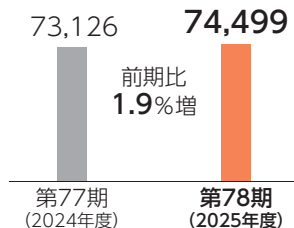
(注) 前期数値は、変更後に組み替えた数値で記載しております。

加工食品事業

ハム・ソーセージ

売上高

(単位：百万円)



■燻製屋レモン&パセリ



■たっぷり使える
ロースハム

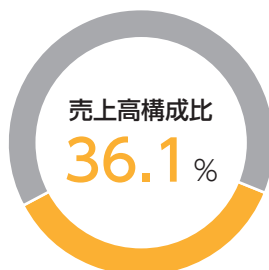
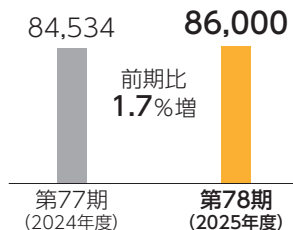
ハム・ソーセージ部門では、発売30周年を迎えた「燻製屋」シリーズにおいて、パッケージデザインの変更や通年商品化した「レモン&パセリ」の拡販に努めたほか、販促キャンペーンをはじめとするプロモーション施策により売場の活性化と販売拡大に注力しました。加えて、「旨辛チョリソー」「ブラックペッパー」「とろける濃厚チーズ」の新フレーバー3種を投入し、消費者ニーズの多様化に対応した商品提案を強化しました。また、環境に配慮したパッケージ資材を使用したロースハム・ベーコンなどの「たっぷり使える」シリーズや徳用タイプのウイナーは引き続き好調に推移しました。「フィッシュソーセージ」は、販売促進の強化により売場拡大を図りました。外食向け業務用商品は、業態毎のニーズを捉えた商品提案などにより販路拡大に努めました。これらにより、当部門の売上高は前年同期比1.9%の増収となりました。

加工食品事業

調理加工食品

売上高

(単位：百万円)



■スンドゥブマイルド



■SWEET CAFE
珈琲ゼリー

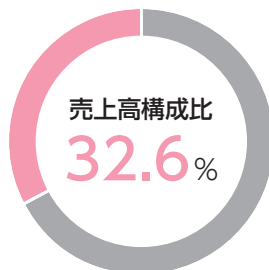
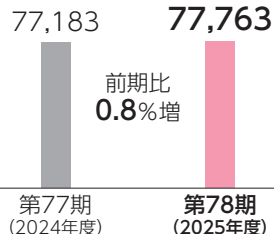
調理加工食品部門では、レトルトカレー商品において「シェフの匠」シリーズなどが低調に推移したものの、「ビストロ倶楽部濃厚カレー」や業務用カレーの拡販により、売上高は前年を確保しました。「スンドゥブ」シリーズは、新商品の「にんにくスンドゥブ」を投入するとともに、認知度拡大に向けたイベントなどの販促施策を実施しましたが、競争環境の激化等によりスープ類全体の売上高は前年を下回りました。一方、チキン惣菜は、健康志向の高まりを背景に「サラダチキン」が引き続き堅調に推移しました。デザート類は、量販店向け「SWEET CAFE」シリーズの販売促進強化や業務用ホイップ済みクリームの販売拡大に努めたほか、コンビニエンスストア向け飲料類・ヨーグルト類の新商品投入等により、売上高は伸長しました。これらにより、当部門の売上高は前年同期比1.7%の増収となりました。

以上の結果、加工食品事業の売上高は前年同期比1.8%増の1,605億円となりました。セグメント利益は、原材料価格の高騰、人件費および物流費等のコスト上昇の影響を受けたものの、各部門の増収、価格改定の実施および継続的なコスト削減の効果等により、前年同期比37.3%増の67億88百万円となりました。

食肉事業

売上高

(単位：百万円)



■ スペンサーブラック
アンガスビーフ

Royal

QUALITY AUSTRALIAN GRAIN FED BEEF

■ Royal

牛肉については、国産牛肉において外食産業向けの販売は堅調に推移したものの、量販店向けの販売数量が減少したことから、売上高は前年並みとなりました。輸入牛肉は、相場高が続くなか、米国産牛肉は前年を下回りましたが、量販店を中心に豪州産牛肉の取扱いを拡大したことにより、売上高および販売数量は前年を上回りました。これらにより、牛肉全体の売上高は前年を上回りました。

豚肉については、スペイン産豚肉等のアフリカ豚熱（ASF）による輸入一時停止措置に対して代替品の確保や原料不足への対応を進めました。国産豚肉においてはブランド豚肉の販売を強化し外食産業向け販売は堅調に推移しましたが、価格競争激化の影響等により量販店向け販売の売上高は前年を下回りました。輸入豚肉においては相場上昇等から量販店向け・外食産業向け販売ともに伸び悩んだことなどから、豚肉全体の売上高は前年を下回りました。

以上の結果、食肉事業の売上高は前年同期比0.8%増の777億63百万円となりました。セグメント利益は、相場高に対応した適正価格の販売に努めたことなどから、前年同期比39.2%増の6億89百万円となりました。

その他事業

その他事業の売上高は前年同期比4.6%増の1億32百万円、セグメント利益は前年同期比14.2%減の26百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の増強、合理化や品質向上などを中心に投資を行い、総額で71億62百万円を実施しました。

なお、設備投資総額には有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く今後の経営環境は、原材料価格の高騰や人件費、物流費などのコスト上昇を背景に、インフレ環境が継続するものと想定されます。さらに、今後の物価動向や急激な為替変動、不安定な国際情勢などが景気を下押しする懸念もあり、先行き不透明な環境が続くと見込まれます。また、食の安全・安心の確保、世帯構成の変化や消費者行動の多様化に伴う市場構造の変化への対応、食品ロスなどの環境問題への配慮、労働環境の整備など、企業が果たすべき役割と責任は一層重要になっております。

当社グループでは、こうした経営環境の変化に柔軟に対応すべく、原則として毎年改定を行うローリング方式の中期経営計画として2026年4月を起点とする三カ年数値計画を公表しております。今後も資本コストと株価を意識した経営を徹底し、収益力の向上や生産体制の最適化、持続的な成長投資と安定的な株主還元の充実を推進するとともに、デジタル化、サステナビリティの取り組みを実践し、持続的な企業価値向上を図ってまいります。

これらの計画を実現することで、「食を通じて人と社会に貢献する企業」を目指し、「新たな顧客価値の創造」「収益構造の改革」「事業領域の拡大」「人財の育成」「持続可能な社会への貢献」の5つの基本方針のもと、真に社会的存在価値が認められる企業を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第75期	第76期	第77期	第78期 (当連結会計年度)
		2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2025年3月	2025年4月～ 2026年3月
売 上 高		221,979 百万円	228,808 百万円	234,970 百万円	238,396 百万円
経常利益又は経常損失(△)		△897 百万円	3,639 百万円	6,056 百万円	7,932 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)		△4,987 百万円	△9,414 百万円	5,488 百万円	9,786 百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		△198 77 円 銭	△377 73 円 銭	222 06 円 銭	399 89 円 銭
総 資 産		126,261 百万円	121,819 百万円	120,920 百万円	124,641 百万円
純 資 産		69,014 百万円	62,751 百万円	67,007 百万円	76,971 百万円
1株当たり純資産		2,731 03 円 銭	2,494 90 円 銭	2,704 30 円 銭	3,134 17 円 銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づき算出しております。なお、当連結会計年度より、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式128,000株を含めております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づき算出しております。なお、当連結会計年度より、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式128,000株を含めております。

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
丸大ミート株式会社	30 百万円	100.0 %	食肉の販売
戸田フーズ株式会社	349	100.0	加工食品の製造及び販売
丸大フード株式会社	80	100.0	加工食品、食肉の販売
株式会社ミートサプライ	30	100.0	食肉の加工及び販売
安曇野食品工房株式会社	495	100.0	加工食品の製造及び販売

当社の連結対象子会社は、上記の重要な子会社を含め23社、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	事業内容
加工食品事業	ハム・ソーセージ、調理加工食品の製造及び販売
食肉事業	食肉の加工及び販売
その他事業	保険代行業等

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社：大阪府高槻市緑町21番3号

支店：東京支店（東京都）

営業所：東北北海道営業部（宮城県）、東日本営業部（東京都）、北信越営業部（石川県）、中部営業部（愛知県）、関西営業部（大阪府）、中四国営業部（広島県）、九州営業部（福岡県）

工場：北海道工場（北海道）、岩手工場（岩手県）、新潟工場（新潟県）、関東工場（栃木県）、茨城工場（茨城県）、横須賀工場（神奈川県）、静岡工場（静岡県）、松阪工場（三重県）、高槻工場（大阪府）、広島工場（広島県）、唐津工場（佐賀県）

② 子会社：丸大ミート株式会社（本社：東京都大田区）

戸田フーズ株式会社（本社：埼玉県戸田市）

丸大フード株式会社（本社：大阪府大阪市）

株式会社ミートサプライ（本社：大阪府高槻市）

安曇野食品工房株式会社（本社：長野県松本市）

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,928名	26名増

- (注) 1. 従業員数は、グループ外への出向者を除く就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員2,786名(前連結会計年度末比131名減)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(残高)
株式会社三井住友銀行	2,110 百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,562
農林中央金庫	1,340
株式会社りそな銀行	750
住友生命保険相互会社	698

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 26,505,581 株 (自己株式2,090,252株を含む)
(3) 当期末株主数 31,278 名 (前期末比2,808名増)
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,260 千株	9.25 %
丸大共栄会	1,973	8.08
兼松株式会社	1,192	4.88
公益財団法人小森記念財団	1,050	4.30
住友生命保険相互会社	860	3.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	699	2.86
株式会社三井住友銀行	443	1.81
三井住友信託銀行株式会社	432	1.76
農林中央金庫	321	1.31
レングー株式会社	308	1.26

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てております。
2. 持株比率は、小数第3位を切捨てております。
3. 当社は、自己株式2,090,252株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式128,000株は含めておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
佐藤 勇二	代表取締役社長		株式会社パイオニアフーズ 取締役会長
福島 成樹	専務取締役	食肉事業部長、品質保証部担当	
森本 芳史	取締役	経理部長	
池田 知功	取締役	ハムソー事業部長	
淵崎 正弘	取締役		株式会社日本総合研究所特別顧問 BIPROGY株式会社 社外監査役
中野 由里	取締役		株式会社スプラウトビーンズ 代表取締役 シノブフーズ株式会社 社外取締役 スプラウト税理士事務所代表
中根 正人	常勤監査役		
東 俊明	常勤監査役		
西村 元昭	監査役		弁護士

- (注) 1. 取締役淵崎正弘氏及び中野由里氏は、社外取締役であります。
2. 監査役東俊明氏及び西村元昭氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。
4. 取締役淵崎正弘氏、中野由里氏及び監査役東俊明氏、西村元昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 監査役東俊明氏は、金融機関における長年の経験と知識から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当期中の取締役の異動
2025年6月26日開催の第77回定時株主総会において、任期満了により百済徳男氏、田中利雄氏、金子啓子氏が退任し、森本芳史氏、池田知功氏、中野由里氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 当期中の監査役の異動
2025年6月26日開催の第77回定時株主総会において、任期満了により宮地亨氏が退任し、中根正人氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

8. 当期中に取締役の重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。
2025年6月20日付

氏名	重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
西村元昭	弁護士 株式会社ニッカトー 社外取締役（監査等委員）	弁護士

2025年6月25日付

氏名	重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
淵崎正弘	株式会社日本総合研究所特別顧問	株式会社日本総合研究所特別顧問 B I P R O G Y 株式会社 社外監査役

9. 当期末後に取締役の重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。
2026年5月1日付

氏名	重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
淵崎正弘	株式会社日本総合研究所特別顧問 B I P R O G Y 株式会社 社外監査役	株式会社日本総合研究所顧問 B I P R O G Y 株式会社 社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員との間に、同法第423条第1項に関する責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年6月26日開催の第77回定時株主総会の議案において、「取締役の報酬額改定の件」及び「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が決議され、当社の新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由としては、個人別の報酬額の原案について、指名報酬委員会が決定方針との妥当性を含めた多角的な審議・検討を行い、取締役会に答申しているため、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

【報酬の基本方針】

- A. 取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図っていくための動機づけとなる報酬体系とする。
- B. 企業理念を実践し、当社の経営を担う優秀な人材確保に必要な健全で適切な報酬内容、報酬水準とする。
- C. 取締役の役割、業績への貢献度に応じた報酬とする。

【報酬構成】

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬（賞与、株式報酬）で構成し、業務執行から独立した立場で監督機能を担う社外取締役については職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。また、報酬構成比率については、取締役の責務を果たすべく、単年度の業績目標の達成のみならず、持続的な成長と企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能する役位毎の役割・責任に応じて設定するものとする。

<基準業績達成時の報酬構成比率>

(単位：%)

役位	固定報酬	業績連動報酬（賞与）	業績連動型株式報酬
取締役（会長・社長）	60	25	15
取締役（その他）	70	20	10

なお、報酬構成比率は、業績ならびに目標の達成度合いによって変動する。

A. 固定報酬（基本報酬）

各取締役の固定報酬は、役位毎の支給基準及び当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に、総合的に勘案して決定するものとする。また、固定報酬は金銭報酬とし、支給は月額払いとする。

B. 業績連動報酬（賞与）

各取締役の賞与額は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績連動指標を連結営業利益とし、役位別標準支給額に支給率を乗じて算定した支給額とする。なお、業績連動指標となる連結営業利益については、公に情報開示した目標値とし、連結営業利益の目標達成率50%～150%の変動幅に応じて、支給率は0%～200%の範囲内で変動するものとする。また、前事業年度末且つ当事業年度の定時株主総会終了時に在籍する社外取締役を除く取締役に賞与を支給するものとし、賞与は金銭報酬とし、当事業年度の定時株主総会終了後、一定の時期に一括支給とする。

C. 業績連動型株式報酬

取締役の業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、長期業績連動報酬として金額ベースで設定している標準額をポイント数（1P=1株）に換算し、役位別標準ポイントテーブルを設定する。業績連動指標を「ROE：ESG経営指標=80%：20%」に設定する。また、当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に設定した役位別標準ポイントに支給率を乗じて算定した業績連動ポイントを各対象期間末日にあたる定時株主総会開催日をポイント付与日と定め、各取締役にポイントを付与するものとする。なお、業績連動指標であるROE、ESG経営指標については、指名報酬委員会にて審議のうえ、取締役会へ答申し、取締役会の決議で決定した目標値とする。目標達成率はROEで70%～130%の範囲内で、ESG経営指標では複数項目のそれぞれ目標値幅と実績値に応じて計算し、支給率はROE・ESG経営指標それぞれ0%～150%の範囲内で変動するものいたします。

株式報酬の取得に関しては、取締役を退任した際に、付与されたポイント数に応じて、当社株式の交付を受けるものとする。なお、任期途中の辞任、解任、死亡、取締役の欠格事由に該当等の対応や株式交付に関する手続き等は、株式交付規程に則り、制度運用を行うものとする。

【報酬水準】

当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に、持続的な成長と企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能する役員毎の役割・責任に応じて設定するものとする。

【報酬決定プロセス】

取締役の報酬に関する事項の決定に関して、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会は、取締役会及び代表取締役の諮問に基づき、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬（賞与、株式報酬）に関する報酬制度の妥当性及び適切な運用等を審議のうえ、取締役会へ答申し、取締役会の決議により決定するものとする。

【報酬額の決定に関する方針】

取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の限度額の範囲内で、固定報酬、業績連動報酬（賞与、株式報酬）について、役位毎の支給基準及び当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に、総合的に勘案した各取締役の報酬額を、取締役会より指名報酬委員会へ諮問し、審議された答申の内容に基づいて取締役会決議にて決定するものとする。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬の額は、2025年6月26日開催の第77回定時株主総会において年額360百万円以内（うち社外取締役分36百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当社の監査役の報酬の額は、1994年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額5百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	業績連動型 株式報酬	
取 締 役	201	112	56	32	9
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(3)
監 査 役	28	28	—	—	4
(うち社外監査役)	(16)	(16)	(—)	(—)	(2)

- (注) 1. 対象となる役員の員数には、2025年6月26日付で退任した取締役2名、社外取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に計上した金額の合計額であります。

④業績連動報酬等に関する事項

【業績連動報酬（賞与）】

各取締役の賞与額は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績連動指標を連結営業利益とし、役位別標準支給額に支給率を乗じて算定した支給額としております。なお、業績連動指標となる連結営業利益については、公に情報開示した目標値とし、連結営業利益の目標達成率50%～150%の変動幅に応じて、支給率は0%～200%の範囲内で変動するものといたします。また、前事業年度末かつ当事業年度の定時株主総会終了時に在籍する社外取締役を除く取締役に賞与を支給するものとし、賞与は金銭報酬とし、当事業年度の定時株主総会終了後、一定の時期に一括支給といたします。なお、目標達成率が50%未満の場合は支給率0%、目標達成率が150%以上の場合は支給率200%といたします。

中期経営計画（2026年3月期）において、連結営業利益の目標値は60億円と発表しており、当該事業年度の連結営業利益は75億円、支給率151%となりました。

個別賞与支給額の算定方法

$$\text{個別賞与支給額} = \text{役位別標準支給額 (A)} \times \text{支給率 (B)}$$

A 役位別標準支給額

業績連動指標100%達成時の基準支給額は以下のとおりであります。

役 位	基準支給額 (千円)
取締役会長	17,500
代表取締役社長	18,000
取締役 (専務)	8,600
取締役 (常務)	6,800
取締役	5,400

B 支給率

支給率 = $2.0 \times \text{達成率} (\%) - 1.0$

※達成率 = 当該事業年度における連結営業利益額 ÷ 当該事業年度における連結営業利益目標額
なお、算出される数値は小数点以下切り上げといたします。

【業績連動型株式報酬 (株式交付信託)】

取締役の業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、長期業績連動報酬として金額ベースで設定している標準額をポイント数 (1 P = 1 株) に換算し、役位別標準ポイントテーブルを設定しております。業績連動指標を「ROE : ESG 経営指標 = 80% : 20%」に設定しております。また、当社の業績規模を踏まえ、外部機関による客観的な報酬調査データ等の報酬水準を参考に設定した役位別標準ポイントに支給率を乗じて算定した業績連動ポイントを各対象期間末日にあたる定時株主総会開催日をポイント付与日と定め、各取締役にポイントを付与するものとしております。なお、業績連動指標であるROE、ESG 経営指標については、指名報酬委員会にて審議のうえ、取締役会へ答申し、取締役会の決議で決定した目標値としております。目標達成率はROEで70%~130%の範囲内で、ESG 経営指標では複数項目のそれぞれ目標値と実績値に応じて計算し、支給率はROE・ESG 経営指標それぞれ0%~150%の範囲内で変動するものといたします。

株式報酬の取得に関しては、取締役を退任した際に、付与されたポイント数に応じて、当社株式の交付を受けるものとしております。なお、任期途中の辞任、解任、死亡、取締役の欠格事由に該当等の対応や株式交付に関する手続き等は、株式交付規程に則り、制度運用を行うものとしております。なお、ROEの目標達成率が70%未満の場合は支給率 (ROE) 0%、目標達成率が130%以上の場合は支給率 (ROE) 150%とし、業績連動ポイント (ROE) の上限としては25,600ポイントといたします。

中期経営計画 (2026年3月期) において、ROEの目標値は7.1%と発表しており、当該事業年度のROEは13.8%、支給率150%となりました。

業績連動ポイントの算定方法

$\begin{aligned} \text{業績連動ポイント} &= \text{業績連動ポイント (ROE)} + \text{業績連動ポイント (ESG経営指標)} \\ \text{業績連動ポイント (ROE)} &= \text{役位別標準ポイント (ROE)} \times \text{支給率 (ROE)} \\ \text{業績連動ポイント (ESG経営指標)} &= \text{役位別標準ポイント (ESG経営指標)} \\ &\quad \times \text{支給率 (ESG経営指標)} \end{aligned}$
--

A 役位別標準ポイントテーブル

業績連動指標をROE：ESG経営指標＝80%：20%に設定しており、業績連動指標100%達成時のポイント数は以下のとおりであります。

役 位	役位別標準ポイント テーブル(総数:100%)	業績連動標準ポイント ROE(80%)	業績連動標準ポイント ESG経営指標(20%)
取締役会長	6,200	4,960	1,240
代表取締役社長	6,400	5,120	1,280
取締役(専務)	2,500	2,000	500
取締役(常務)	2,000	1,600	400
取締役	1,600	1,280	320

※1ポイント当たり当社株式1株として換算いたします。

B 支給率

業績連動指標 (ROE) の支給率

$$\text{支給率 (ROE)} = 5/3 \times \text{ROE達成率} (\%) - 2/3$$

$$\text{※ROE達成率} = \text{業績評価期間におけるROEの実績値} \div \text{当該業績評価期間におけるROEの目標値}$$

業績連動指標 (ESG経営指標) の支給率

株式交付規程において、ESG経営指標達成率 (※) に応じて、支給率 (ESG経営指標) が定まるようにしております。

$$\text{※ESG経営指標達成率} = \text{業績評価期間におけるESG経営指標の実績値} \div \text{当該業績評価期間におけるESG経営指標の目標値}$$

なお、算出される数値は小数点以下切り上げといたします。

C 対象期間の途中で新たに制度対象者になった者の取扱い

ポイント付与対象者について、対象期間中に、制度対象者に該当しない期間があった場合には、当該期間を「控除期間」としてその月数を対象期間の月数から控除し、この月数を「在任期間月数」として、付与する各ポイントについて各々以下の通りに算定いたします（いずれも小数点以下切り上げ）。

なお、当該期間は1カ月単位とし、1日に制度対象者であった場合、当該月は控除期間に含めないものといたします。

業績連動ポイント（ROE）：

$$\text{業績連動基礎ポイント（ROE）} \times \text{支給率（ROE）} \times \text{在任期間月数} \div 12$$

業績連動ポイント（ESG経営指標）：

$$\text{業績連動基礎ポイント（ESG経営指標）} \times \text{支給率（ESG経営指標）} \times \text{在任期間月数} \div 12$$

D 対象期間の途中で役位の変更があった者の取扱い

第1項のポイント付与対象者について、当該対象期間中に、役位の変更があった場合は、以下のとおり、各役位の在任期間月数に応じたポイント数を各々算定し、その合計ポイントを付与する（小数点以下切り上げ）。

業績連動ポイント：

$$\begin{aligned} & \text{(A) 変更前の役位による業績連動基礎ポイント} \times \text{業績連動支給率} \\ & \quad \times \text{変更前の役位による在任期間月数} \div 12 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(B) 変更後の役位による業績連動基礎ポイント} \times \text{業績連動支給率} \\ & \quad \times \text{変更後の役位による在任期間月数} \div 12 \end{aligned}$$

A + B = 付与する業績連動ポイント数

(注) 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動賞与及び業績連動型株式報酬の一部（付与される業績連動ポイントの80%に相当するROE連動部分）については、法人税法上の業績連動給与とすることを企図しております。

〔業績連動型株式報酬制度における報酬等の額・内容等〕

A 本制度の概要

業績連動型株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除きます。）
②	対象期間	第77回定時株主総会終結日の翌日から2029年6月の定時株主総会終結の日まで
③	②の対象期間約4年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金320百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり32,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

B 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金320百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、下記C（C）のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。

本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記Cのポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

C 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

(A) 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり32,000ポイントを上限とします。

(B) 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記(A)で付与されたポイントの数に応じて、下記(C)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

ただし、病気等やむを得ない事由と会社が認める事由以外の理由で取締役を辞任する場合には、当社取締役会決議により、それまでに付与されたポイントは消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

(C) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記(B)の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

D 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

E 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(5) 社外役員に関する事項

(当事業年度における主な活動状況)

区分	氏名	取締役会 (出席回数/開催回数)	監査役会 (出席回数/開催回数)	主な活動状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	淵崎正弘	12回/13回	—	社外取締役である淵崎正弘氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、長年にわたる会社経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、コンプライアンス委員会委員長及び指名報酬委員会委員を務め、経営の健全性とコーポレートガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。
取締役	中野由里	10回/10回	—	社外取締役である中野由里氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、税理士としての専門知識、経営コンサルタントや上場企業での社外取締役に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、コンプライアンス委員会委員及び指名報酬委員会委員を務め、経営の健全性とコーポレートガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。
監査役	東俊明	13回/13回	14回/14回	社外監査役である東俊明氏には、金融機関における長年の経験に基づき、取締役会において、企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数/開催回数)	監査役会 (出席回数/開催回数)	主な活動状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
監査役	西 村 元 昭	13回/13回	14回/14回	<p>社外監査役である西村元昭氏には、弁護士として法務に携わっており、その高い専門性と豊富な経験に基づき、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p>

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	72百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保は妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である当社株式の売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人が会計監査人としての適格性、独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と判断した場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。

計算書類等

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	56,957	流動負債	34,392
現金及び預金	9,796	支払手形及び買掛金	18,395
受取手形及び売掛金	25,960	短期借入金	1,050
商品及び製品	12,698	1年内返済予定の長期借入金	2,638
仕掛品	494	リース債務	711
原材料及び貯蔵品	7,003	未払金	5,799
その他	1,022	未払法人税等	3,037
貸倒引当金	△17	未払消費税等	414
		賞与引当金	901
		役員賞与引当金	56
		その他	1,387
固定資産	67,683	固定負債	13,278
有形固定資産	42,763	長期借入金	4,893
建物及び構築物	13,987	リース債務	2,153
機械装置及び運搬具	8,977	繰延税金負債	4,170
工具、器具及び備品	1,278	退職給付に係る負債	1,626
土地	15,515	役員株式給付引当金	32
リース資産	2,510	その他	402
建設仮勘定	493		
無形固定資産	643	負債合計	47,670
投資その他の資産	24,276	純資産の部	
投資有価証券	15,793	株主資本	66,133
関係会社株式	429	資本金	6,716
長期貸付金	16	資本剰余金	22,073
退職給付に係る資産	5,187	利益剰余金	42,028
繰延税金資産	324	自己株式	△4,685
その他	2,637	その他の包括利益累計額	9,987
貸倒引当金	△111	その他有価証券評価差額金	8,623
		繰延ヘッジ損益	35
		為替換算調整勘定	142
		退職給付に係る調整累計額	1,187
		非支配株主持分	850
資産合計	124,641	純資産合計	76,971
		負債・純資産合計	124,641

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		238,396
売上原価		198,842
売上総利益		39,553
販売費及び一般管理費		32,049
営業利益		7,504
営業外収益		
受取利息及び配当金	423	
不動産賃貸料	154	
その他	225	804
営業外費用		
支払利息	271	
その他	105	376
経常利益		7,932
特別利益		
固定資産処分益	813	
投資有価証券売却益	5,041	
受取補償金	100	5,956
特別損失		
固定資産処分損	458	
減損損失	324	
構造改革費用	38	
特別退職金	6	827
税金等調整前当期純利益		13,061
法人税、住民税及び事業税	3,361	
法人税等調整額	△ 135	3,225
当期純利益		9,835
非支配株主に帰属する当期純利益		48
親会社株主に帰属する当期純利益		9,786

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	36,894	流動負債	21,129
現金及び預金	2,957	買掛金	11,905
受取手形	16	短期借入金	500
売掛金	17,351	1年内返済予定の長期借入金	2,628
商品及び製品	7,437	リース債務	17
仕掛品	272	未払金	3,298
原材料及び貯蔵品	4,977	未払法人税等	1,937
短期貸付金	1,213	賞与引当金	331
その他	2,671	役員賞与引当金	56
貸倒引当金	△3	その他	454
固定資産	53,845	固定負債	9,075
有形固定資産	16,353	長期借入金	4,878
建物	3,818	リース債務	39
構築物	563	繰延税金負債	3,959
機械及び装置	4,836	関係会社事業損失引当金	19
車両運搬具	13	役員株式給付引当金	32
工具、器具及び備品	951	その他	145
土地	5,976	負債合計	30,204
リース資産	56	純資産の部	
建設仮勘定	136	株主資本	51,899
無形固定資産	480	資本金	6,716
投資その他の資産	37,012	資本剰余金	22,060
投資有価証券	15,731	資本準備金	21,685
関係会社株式	5,445	その他資本剰余金	374
賃貸等不動産	9,423	利益剰余金	27,807
関係会社長期貸付金	3,365	利益準備金	1,676
その他	3,902	その他利益剰余金	26,130
貸倒引当金	△855	別途積立金	10,000
資産合計	90,740	固定資産圧縮積立金	63
		繰越利益剰余金	16,067
		自己株式	△4,685
		評価・換算差額等	8,637
		その他有価証券評価差額金	8,602
		繰延ヘッジ損益	35
		純資産合計	60,536
		負債・純資産合計	90,740

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		138,401
売上原価		118,305
売上総利益		20,096
販売費及び一般管理費		16,934
営業利益		3,161
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,486	
不動産賃貸料	488	
その他	135	2,110
営業外費用		
支払利息	184	
不動産賃貸費用	270	
その他	78	533
経常利益		4,738
特別利益		
固定資産処分益	797	
投資有価証券売却益	5,041	
受取補償金	100	
関係会社清算益	42	
関係会社事業損失引当金戻入額	1	
貸倒引当金戻入益	1	5,984
特別損失		
固定資産処分損	326	
減損損失	322	
構造改革費用	38	
関係会社投資損失	19	
特別退職金	6	713
税引前当期純利益		10,009
法人税、住民税及び事業税	2,052	
法人税等調整額	△ 129	1,923
当期純利益		8,085

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

丸大食品株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸大食品株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸大食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

丸大食品株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸大食品株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

丸大食品株式会社 監査役会

常勤監査役 東 俊 明 ㊞
(社外監査役)

常勤監査役 中 根 正 人 ㊞

監査役 西 村 元 昭 ㊞
(社外監査役)

以 上

株主総会会場ご案内図



交通



会場

阪急「高槻市」駅 徒歩 約8分

JR「高槻」駅南口 徒歩 約13分

大阪府高槻市野見町6番8号

高槻城公園芸術文化劇場 南館

太陽ファルマテックホール



高槻城公園芸術文化劇場
南館
(太陽ファルマテックホール)



お土産の取り止めについて

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。